

## 4、避難行動要支援者支援

阪神・淡路大震災では、避難行動要支援者の支援策について必ずしも十分検討されていなかったため、

- ・高齢者や障がい者等の安否確認に手間取った。
- ・避難所等が障がい者等に配慮したものになっていなかった。
- ・視覚障がい者、聴覚障がい者及び外国人等は、情報の入手が容易でなかった。
- ・避難行動要支援者の避難生活等に対する支援が必ずしも十分でなかった。

等の問題が生じました。

また、平成 16 年には台風や集中豪雨により全国で 230 人が死亡、行方不明となり、海難事故の被害者と年齢不詳者を除いた 199 人のうち 65 歳以上が 123 人（62%）を占めたことや、避難できないまま自宅で溺死したと思われるケースも見られる等、避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導等に係る課題が顕在化しました。

大阪市においても、大阪市地域防災計画の内容を具体化した避難行動要支援者の支援策に係る基本的な考え方を定めるため、平成 21 年 11 月「大阪市災害時要援護者避難支援計画(全体計画)《現 大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）》」を策定し、避難行動要支援者等の要配慮者の避難支援等の取り組みを進めています。

※ 大阪市ホームページ（避難行動要支援者の支援）

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000071050.html>

大規模災害が発生した場合、市職員も被災者となる可能性があるとともに、消火、救急、道路の確保や治安の維持等、行政が行う対策は多岐にわたり、地域における避難行動要支援者の避難支援等の取り組みは、もっぱら自主防災組織等に頼らざるを得ない状況となることが予想されることから、全体計画においては避難行動要支援者の自助、地域（近隣）の共助を基本としています。

とりわけ、自主防災組織は災害時における対策を実施するうえで最も有効な組織単位であるため、避難行動要支援者の支援においても非常に大きな役割を担うことが期待されています。

## 避難行動要支援者名簿の取り扱い

### ① 避難行動要支援者とは

大地震や風水害等の災害が発生したときに、自分や家族だけでは安全な場所へ避難できなかったり、避難所での生活において大きな困難がある等、周りの手助けや、特別な配慮が必要な人たちのことです。

主に「避難行動要支援者」とは高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等、災害時の一連の行動をとることに支援を要する人や、避難生活に配慮及び支援が必要な人をいいます。

(例)

薬や医療装置が常に必要な人



日常生活上介助が必要な人



情報を入手したり、発信したりすることが困難な人



西区では、平成 27 年度より避難行動要支援者名簿にもとづき、対象者に対して、日ごろの見守りや災害時の支援の準備のために、地域の皆さんに情報をお知らせするかどうか確認したうえで、同意された方々の情報を地域の団体や民生委員・児童委員の皆さんと共有しています。地域の皆さんは、その名簿をもとに、日ごろの見守りを行ってくださっています。現在、地区防災計画の中で、災害時の避難行動要支援者の支援に活用していくこととしています。

① 地域で保有する名簿とは

ア 【行政と共有している名簿】

避難行動要支援者名簿に記載された高齢者・障がい者・難病患者等に、区社会福祉協議会と区役所が、地域に情報提供するための同意確認を実施し、そのうち、同意された方の名簿（地域提供リスト）を各地域団体や民生委員・児童委員と共有しています。

※ 各団体と区役所で、個人情報の取扱いに関する協定を締結しています。

イ 【地域の独自名簿】

回覧板、掲示板等を用いて地域住民に対して周知を行い、本人からの申し出を募ったり、近隣や知り合い等からの情報をもとに、支援が必要な方に対し、同意を得たうえで地域名簿に記載します。

② 避難行動要支援者（避難の際に手助けが必要とする方）は

避難の際に手助けを必要とする方やそのような方が家族におられる場合は、日ごろより地域の自主防災組織と情報共有し、「どのような支援が必要か」等について伝えておきましょう

③ 自主防災組織の役割

災害時に避難行動要支援者の安否確認、救出・救護を迅速に行うには避難行動要支援者情報のあらかじめの把握が必要です。要支援者がどこで、どのような支援を求めているのか等、自主防災組織が主体となって避難行動要支援者の情報を収集します。

ア 【名簿管理及び活用】

自主防災組織の体制や地域にある防災資源等、それぞれの地域特性に合った避難行動要支援者情報の収集・管理方法を決め、支援内容や支援者の選出方法等のルールを作りましょう。

また、策定したルールは実践（安否確認・避難誘導訓練等）を通じて点検し、必要に応じ修正を行いながら、より良いものをしていきましょう。

イ 【避難支援プラン（個別計画）の作成】

「誰（支援者）」が、「どの人（避難行動要支援者）」に、「何（支援の内容）」をするか、それぞれの役割とその内容をあらかじめ考えておきましょう。

避難行動要支援者の方々は、自力ですばやく避難できない、災害情報を入手できない、助けを呼ぶことができない等、一人ひとりが必要とする支援の内容が違います。それぞれの特徴に配慮して支援の内容を考えておきましょう

## 5、区と区民の皆さんの取り組み

### 各地域での防災訓練



#### 『災害時避難所での避難所開設訓練』

各地域の自主防災組織による避難所開設～避難所運営の訓練を行っています。



#### 『土曜授業を活かした合同防災訓練』

災害時避難所となっている小学校において土曜授業を活用した、小学生と地域住民の防災訓練を合同で行っています。

また、消防・警察・危機管理室等の行政機関の協力で、小学生や地域の方々が一緒になって起震車体験、消火訓練、心肺蘇生、防災講話、備蓄食糧の試食等を行っています。



### 『炊き出し訓練』

防災訓練では、炊き出し訓練を行っています。

地域によっては、プロパンガスやガス発電機を使って熱源を用意し、豚汁や綿菓子等を参加者の方々へ配っています。



### 『地域でのワークショップ』

各地域での自主防災組織立上げのためのワークショップを行っています。

ワークショップでは自主防災組織の形成から平時・災害時の際の活動や、訓練の目的や打合せも含め各地域で年間に数回行っています。

## マンション防災



### 『マンション住民の方への出前講座』

西区役所・危機管理室では、区内マンションの住民の方への防災意識向上を目的とした講座を行い、マンション独自の自主防災組織の立上げや、自主防災組織の必要性等を含めた防災講座及びサポートを行っています。



### 『マンションでの防災イベント』

防災を通じたマンションコミュニティ作りを目的とした防災イベントや防災訓練を行っています。

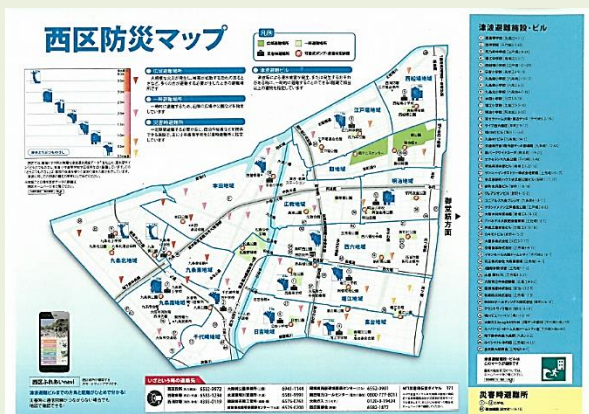
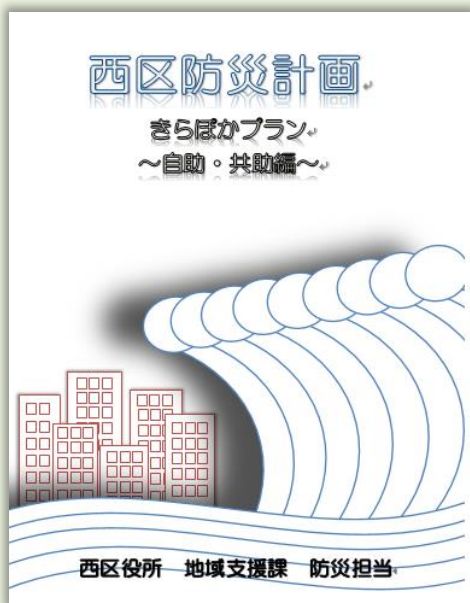
消防・警察・区役所をはじめ、地域の方々も交えた防災イベントや訓練を行い、はしご車を使った避難訓練や防災啓発ブース等を出展し、参加された方々は防災意識の向上と、地域・マンションのつながりを深めてくれています。

その他防災に関する活動



『体育と防災のつどい』

毎年、松島少年広場において「体育と防災のつどい」が開催され、多くの区民が「可般式ポンプ競争」や「水消火器競争」等防災イベントに積極的に参加しています。



防災啓発資料及び防災マップ

- 津波への警告や危険性
- 津波避難施設（指定緊急避難施設）
- 浸水深サイン「どうぶつものさし」の説明
- 備蓄準備品
- 自助、共助、公助について
- 自主防災組織の説明
- 防災マップ

等を掲載した広報紙や、防災啓発ポスターを各公園の掲示板に掲示しております。

その他西区役所の防災事業

- 地域防災訓練の支援
- 浸水深サイン（どうぶつものさし）の設置
- 津波避難施設・津波避難ビル（指定緊急避難場所）の拡充
- 小、中学校への防災教育の支援
- 保育所（園）、幼稚園の児童への防災出前講座
- 西区役所全職員への防災研修及び MCA 無線訓練
- 西区災害対策本部運営訓練
- 西区居住の大阪市職員への参集研修及び訓練
- その他大阪府や関係機関と協力した防災訓練  
（大阪市総合防災訓練・大阪市震災総合訓練・大阪 880 万人訓練 等）



# 災害用備蓄物品の紹介

災害救助用真空パック毛布



ガスボンベ式発電機(エネポ)



災害救助用資機材



災害救助用防水シート



災害用簡易トイレ



災害救助用水



災害救助用アルファ化米 50 食用(白飯、五目) 個食(白飯、五目)



災害救助用白粥



災害救助用マッシュポテト



災害救助用粉ミルク



### 暮らしを守る水防活動

大雨が降ったり、台風等による高潮によって川や海から水があふれて、被害が出ないように、堤防や水門、防潮扉等の治水施設が造られています。しかし、治水施設で被害を防ぎきれないときに、様々な状況に合わせた水防工法を行って、できるだけ被害を少なくするための活動が水防活動です。

大雨や台風ときは、国（気象庁・国土交通省）や大阪府からの情報をもとにして堤防等の巡視を行い、危険なところがあればあらかじめ水防工法を行う等により、被害を防ぎます。

また、普段から水防施設を点検し、危険なところがあれば国や大阪府等の関係機関へ連絡し、改善するようお願いします。

5月から10月にかけては、梅雨や台風等の影響で、大雨が降りやすいため、組合では水防工法等の実習を行う水防訓練や、津波・高潮対策訓練を実施するなど、非常時に備えています。

### ボランティアスピリッツが水防団の力

水防活動を行っているのは水防団の人たちです。西区では第1から第6分団があり、約300名の人たちが水防活動に従事しています。水防団を構成する人たちは、普段はそれぞれの地域で生活している自営業や会社員といった民間の人たちですが、非常時には水防団として出勤します。

水防団の活動は、水害から地域の住民の生命と財産を守るために行う社会奉仕的な活動であるといえます。なお水防活動は公務ですので、責任と権限があり、もし水防活動で事故があったときには、公務災害補償制度が適用されます。



# みなさんの**力**が必要です。

水害から私たちの生命と財産を守るためには、みなさんの水防活動への深いご理解が必要です。

あなたも地域の水防活動に力を発揮してみませんか。  
淀川左岸水防事務組合では、新たに水防団に入団して  
くださる人を募集しています。



地域のいろいろな人たちが水防団に入っています。

水防団員には年齢報酬や災害活動又は、訓練に出動した際の手当て等が支給されます。

淀川左岸水防事務組合へのお問い合わせはコチラまで・・・

## 淀川左岸水防事務組合

〒573-0051 大阪府枚方市三矢町 6-11

TEL : 072-841-2310

FAX : 072-841-0741

## 防潮本部

〒552-8510 大阪府大阪市港区市岡 1-15-25 港区役所内 5階

TEL : 06-6572-2300

FAX : 06-6572-2311

## 6、西区役所の災害時の体制

### ○災害応急対策実施要領

#### 基本計画（震災対応・風水害）

- ① 大阪市（区）災害対策本部、大阪市（区）災害対策緊急本部及び大阪市（区）災害対策警戒本部の設置方針
- ② 区（緊急、警戒）本部の組織

以下、西区役所の災害時の体制等公助に関わる対応・対策は災害時応急対策実施要領（震災編・風水害編）にて詳細を記しています。  
詳しくは西区役所にて閲覧ができます。

#### 災害時のいざというときの連絡先

機 関 名	所 在 地	電話番号
西区災害対策本部（西区役所）	西区新町 4-5-14	6532-9972
西警察署（防犯・交通）	西区川口 2-6-3	6583-1234
西消防署（消防・救急）	西区九条南 1-12-54	4393-0119
建設局大阪城公園事務所（公園関係）	中央区大阪城 3-11	6941-1144
水道局 西部水道センター	西区南堀江 4-12-26	6531-9211
建設局市岡工営所（道路・橋）	港区市岡 2-15-74	6576-0761
市岡管路管理センター（下水道）	港区市岡 2-15-74	6576-0700
環境局西部環境事業センター（ごみ）	大正区小林西 1-20-29	6552-0901
関西電力九条営業所（電気事故）	西区九条南 1-11-18	0800-777-3081
大阪ガス（ガスもれ）	西区千代崎 3-南 2-37	0120-0-19424
西区医師会（医療）	西区本田 2-1-30	6582-1877
淀川左岸水防事務組合 防潮本部	港区市岡 1-15-25	6572-2300
大阪市危機管理室	北区中之島 1-3-20	6208-7388